

10月1日から 国保の保険証が新しくなります！

小川町の国民健康保険被保険者証（保険証）は9月30日で有効期限が切れ、**10月1日から新しい保険証（灰色PET紙）になります。**

新しい保険証は9月中旬以降、世帯主宛てに簡易書留郵便で送付します。お手元に届きましたら、保険証に記載してある住所・氏名・生年月日を確認してください。

※保険税に未納がある世帯には、9月下旬に更新手続きの通知を送付します。来庁のうえ窓口での交付となります。

※国保以外の保険に加入している方に保険証が送付されている場合は、必ず国民健康保険担当にご連絡ください。別途届出が必要な場合があります。

保険証の有効期限について

新しい保険証の有効期限は、令和2年9月30日ですが、次のような場合は有効期限が早まります。

	こんなとき	有効期限
1	令和2年9月30日までに75歳になる場合※1	75歳の誕生日の前日
2	退職被保険者及び退職被扶養者の方で令和2年9月1日までに65歳になる場合※2	65歳の誕生月の月末（1日生まれの場合は前月末）
3	令和2年9月30日までに在留期限になる外国籍の方の場合	在留期限
4	町外に住民登録を移した学生のいる世帯の場合	令和2年3月31日
5	国民健康保険税に未納がある場合	令和2年3月31日

※1 75歳の誕生日までに後期高齢者医療制度から新しい保険証が簡易書留郵便で送付されます。

※2 退職被保険者が65歳到達により月末で有効期限が切れる場合には、退職被扶養者の方が65歳未満でも有効期限は同様となります。なお、新しい一般保険証は、誕生月の末までに簡易書留郵便で送付されます。

今までの保険証

9月30日までは現在の保険証（水色）を使用してください。10月以降に処分してください。

国保に加入・脱退するときはどうすればいいの？

国保は職場の健康保険と違い、加入・脱退などの届出をご自身で行う必要があります。加入・脱退の手続きは異動日から14日以内をお願いします。同一世帯の方でも届出できます。別世帯のご家族等の場合は下記のほか委任状が必要です。

国保に加入するとき 【届出に必要なもの】

○健康保険の資格喪失証明書等、**健康保険の資格を喪失した日を確認できるもの（扶養家族も記載されているもの）** ※雇用保険の書類とは異なります。

○窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等の写真付のもの）

○本人・世帯主の個人番号確認書類（通知カード等）

○印鑑

* 国保加入の届出が遅れた場合には、一度に多額の保険税の納付が必要になることがあります。

国保を脱退するとき 【届出に必要なもの】

○国保の保険証

○職場等の保険証（扶養家族の保険証も）

○印鑑

○窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証等の写真付のもの）

○本人・世帯主の個人番号確認書類（通知カード等）

* 国保脱退の届出をしないまま保険証を使用した場合、国保で支払った医療費を後日返還していただきます。

国民健康保険税納税のお願い

『いざというときに安心してお医者さんにかかりたい』との思いは皆同じはず。そんな時に頼りになるのが、公的医療保険制度です。国民健康保険も公的医療保険の一つで、都道府県と市町村が共同で運営し、皆さんから納めていただく『国民健康保険税』を医療費の支払いに充て、皆さんの生活を支えています。

健康で安心な生活を守るためにも、『国民健康保険税』の納税に、ご理解とご協力をお願いします。

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎ ☎ 147～149

住民基本台帳ネットワークシステムが一時的に停止します

住民基本台帳ネットワークシステムのネットワーク機器更改作業のため、9月20日（金）は終日住基ネットの稼働を停止します。このため、当日は下記の事務を行うことができません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

停止日 9月20日（金）終日

停止事務 ①マイナンバーカードに関する事務手続（申請書発行・カード交付・継続利用・廃止・暗証番号変更等）

②住民基本台帳カードに関する事務手続（継続利用・廃止・暗証番号変更等）

③公的個人認証（署名用・利用者証明用電子証明書）に関する事務手続（電子証明書発行・更新・失効・暗証番号変更等）

④住民票の写しの広域交付

⑤マイナンバーカード・住民基本台帳カードを利用した特例転出・特例転入

問合せ 町民課 戸籍年金グループ ☎ ☎ 142

国民年金からのお知らせ

任意加入制度について

保険料の納付済み期間が480月に満たない場合、60歳から65歳になるまでの間、任意加入をして、受給する年金額を増やすことができます。また、海外に在住する日本国籍の方も国民年金に任意加入することができます。保険料の納付は原則、口座振替になります。

ただし、老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けている方や、厚生年金・共済組合に加入している方は任意加入できません。

<申請時に必要なもの>

年金手帳・印鑑（認印）・預金通帳・通帳届出印

付加年金について

国民年金第1号被保険者および60歳以上の任意加入被保険者の方は、月々の定額保険料に付加保険料（月額400円）をプラスして納めると、将来の老齢基礎年金に付加保険料分が上乗せされて受け取ることができます。

付加年金は申込みが必要です。申込みをした月分から付加保険料の納付書が届きますので、月々の定額保険料と一緒に納めていただくことになります。付加年金のお申込みは、川越年金事務所や小川町役場町民課で随時受付しています。

例：付加保険料を10年間納めた場合

$400円 \times 10年(120月) = 48,000円$ （納めた総額）

将来上乗せされる付加年金額

$48,000$ （納めた総額） $\div 2 = 24,000円$ （年額）

毎年24,000円が上乗せされて受給できます。

問合せ 川越年金事務所 ☎ 049-242-2657または町民課 ☎ ☎ 146

ジェネリック医薬品は家計を助けます！

「ジェネリック医薬品（後発医薬品）」とは、新薬（先発医薬品）の特許期間が過ぎたあと新薬と同じ有効成分で製造した薬のことです。ジェネリック医薬品は品質・有効性・安全性が新薬と同等であるうえ、新薬に比べて安価に作るすることができます。

ジェネリック医薬品を使ってみたいと思ったら、まずはかかりつけ医や薬剤師に相談しましょう。

小川町国民健康保険に加入している方へ

「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を対象の方に9月末に発送します！

皆さんの薬代の負担軽減になるジェネリック医薬品（後発医薬品）の普及促進のため、また、増え続ける国保医療費の適正化のため、皆さんが薬局で処方された薬をジェネリック医薬品に切替えた場合に削減できる自己負担額（差額）をお知らせしています。届いた方は、今後の切替えの参考にしてください。

対象 7月に生活習慣病に関する薬を院外薬局から処方されていて、一定額以上の削減効果が見込まれる方

参考 厚生労働省HP「ジェネリック医薬品への疑問に答えます」（平成27年2月 第3版）

問合せ 町民課 国民健康保険担当 ☎ ☎ 147～149

ご検討
ください！

